

答 申 第 8 5 号
平成24年2月8日
(諮問公第96号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書について、不存在を理由に不開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成21年3月12日付けで「保健福祉部介護保険課が〇〇（以下「特定介護事業所」という。）に対し、平成18年5月18日に実地指導を実施すると通知した公文書。または、実施指導をするために県の事務処理の決裁を受けた起案文書。またはその後の通知分（文）たる原本。あるいは、5月18日に実地指導したその客観的事実がわかる公文書。」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成21年3月27日付け介保第494号で、文書不存在を理由とする公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成21年5月7日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分の不開示理由を取り消し、開示するとの決定を求めるといものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 県・介護保険課は、諮問保第7、8及び9号において、特定介護事業所の実地指導日を平成18年3月27日及び5月18日の2回と断定しているものであり、5月18日の公文書が存在しないものではない。

イ 審査会の判断について県が検討すれば、自ずと5月18日の記載が誤りであれば、決定書を下す以前に判明するものである。

ウ 審査会が、県の決定書を異議申立人に到達させた約1か月後において、県の記載の正誤を許容することは、異議申立ての審査において、処分庁の権限を行使しようとするものであると評価され、審査庁の権限を逸脱し、不適法である。

エ 県が決定内容を訂正するのであれば、県は決定書を取り下げるか、審査会が答申を取り下げるべきである。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 特定介護事業所に対し、平成18年5月18日に実地指導を実施しておらず、開示請求に係る公文書は取得・作成していないため存在しない。

(2) 異議申立人は、県・介護保険課は諮問保第7、8及び9号において、実地指導日を平成18年3月27日及び5月18日の2回と断定しているとしているが、諮問保7、8及び9号の決定書において5月11日と記載すべきところを5月18日と誤って記載したものについては、平成21年3月25日付け介保第470号通知で、5月18日を5月11日に訂正する決定書の一部訂正について異議申立人に通知しており、異議申立人の主張は当たらない。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年5月26日	諮問を受けた。
7月21日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
8月6日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
8月26日	異議申立人から意見書を受理した。
平成23年9月5日	諮問の審議を行った。
11月4日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取)
平成24年1月30日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 請求対象公文書について

本件請求に係る公文書は、特定介護事業所に対し、平成18年5月18日に実地指導を実施すると通知した公文書、決裁を受けた起案文書、通知文原本及び実地指導を行った客観的事実が分かる公文書である。

実施機関は、平成18年5月18日には特定介護事業所に対して実地指導を実施しておらず、本件請求に係る公文書は取得・作成していないため存在しないとして不開示としたとしている。

異議申立人は、本件処分の取り消しを求めていることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

イ 不存在を理由とする不開示の妥当性について

異議申立人が別途行った保有個人情報開示等決定に係る異議申立事案である諮問保第7、8及び9号について、当審査会は平成20年12月26日付け答申保第3、4及び5号として実施機関に答申し、異議申立人には答申書の写しを送付した。

当該答申書において、実地指導実施日を5月11日と記載すべきところを5月18日と記載していたことから、答申書を訂正し、平成21年3月23日付けで異議申立人に訂正後の答申書の写しを送付している。

また、当審査会が事務局職員に確認させたところ、実施機関も、平成21年3月4日付けで送付した諮問保第7、8及び9号に係る異議申立てに対する決定書において、実地指導実施日を5月11日と記載すべきところを5月18日と記載していたため、平成21年3月25日付けで決定書の一部訂正について異議申立人に通知している。

上記のとおり、実地指導日は5月18日ではなく5月11日として答申書及び決定書の訂正も既になされているところであるが、念のため当審査会事務局職員に特定介護事業所及び異議申立人に係る公文書を確認させたところ、介護福祉課執務室内及び文書庫内に、平成18年5月18日に実地指導を実施したとする公文書の存在は確認できなかった。

したがって、平成18年5月18日に実地指導を実施しておらず、開示請求に係る公文書は取得・作成していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。